

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	五島市生活保護事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五島市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

五島市長

## 公表日

令和5年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>【概要】 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等に関する事務を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知</li><li>・生活保護費の支給</li><li>・生活保護の変更、停止及び廃止</li><li>・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知</li><li>・就労自立給付金の支給</li><li>・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知</li><li>・進学準備給付金の支給</li><li>・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収</li><li>・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。</li><li>・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)</li></ul>
③システムの名称	生活保護システム、総合福祉共通システム、中間サーバー、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法(第9条第1項) 別表第1 15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26の項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	五島市福祉保健部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長崎県五島市 福祉保健部社会福祉課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②部署	五島市社会福祉課	五島市市民生活部社会福祉課	事前	
平成29年6月15日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	社会福祉課長 橋口 明敏	社会福祉課長 堤 俊輔	事前	
平成29年6月15日	I-7.特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	I-8.特定個人情報保護ファイ ルの取扱いに関する問合わ せ 連絡先	長崎県五島市 市長公室 〒853-8570 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
平成29年6月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日	平成29年6月1日	事前	
平成29年6月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月30日	平成29年6月1日	事前	
平成30年5月16日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	社会福祉課長 堤 俊輔	社会福祉課長 今村 晃	事前	
平成30年5月16日	I-7.特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 市民生活部社会福祉課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6117	事前	
平成30年5月16日	I-8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111(内線 258)	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
令和1年6月19日	II-1.対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事前	
令和1年6月19日	II-2.取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事前	
令和3年2月1日	I-5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	五島市市民生活部社会福祉課	五島市福祉保健部社会福祉課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 福祉保健部社会福祉課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6117	事前	
令和3年2月1日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎県五島市 市民生活部市民課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6112	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	事前	
令和3年6月1日	I-5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 今村 晃	社会福祉課長	事前	
令和4年8月1日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	長崎県五島市 総務企画部総務課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-72-6111	長崎県五島市 総務企画部未来創造課 〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 問い合わせ先電話番号 0959-88-9503	事後	
令和5年2月15日	II-1..対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事前	
令和5年2月15日	II-1..対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月16日	令和5年2月15日	事前	
令和5年2月15日	II-2..取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月16日	令和5年2月15日	事前	
令和5年8月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 番号法においては、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務に個人番号を活用する。	【概要】 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等に関する事務を行う。 【内容】 ・生活保護申請書の受理、訪問調査、資産調査及び決定(却下)通知 ・生活保護費の支給 ・生活保護の変更、停止及び廃止 ・就労自立給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・就労自立給付金の支給 ・進学準備給付金支給申請書の受理、審査及び決定等の通知 ・進学準備給付金の支給 ・保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収 ・家庭訪問を行い、受給世帯の状態に応じた様々な支援を行う。 ・医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理、医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、総合福祉共通システム、 中間サーバ	生活保護システム、総合福祉共通システム、 中間サーバ、統合専用端末、医療保険者等 向け中間サーバ	事後	
令和5年8月3日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(第19条第7号) 別表第二 項番26	○番号法(第9条第1項) 別表第1 15の項	事後	
令和5年8月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法(第19条第7号) 別表第二 項番26	○番号法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 26項 ・特定個人情報の提供 9の項、10の項、14の項、16の項、18の 項、20の項、24の項、26の項、27の項、28 の項、30の項、31の項、31の項、37の項、3 8の項、42の項、50の項、53の項、54の項、 61の項、62の項、64の項、70の項、87の 項、90の項、94の項、104の項、106の項、1 08の項、113の項、116の項、120の項	事後	
令和5年8月3日	II-1..対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年2月15日	令和5年8月3日	事前	
令和5年8月3日	II-2..取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年2月15日	令和5年8月3日	事前	
令和5年8月3日	4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和5年8月3日	5. 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	